2026/11/2 更新

パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携

横須賀市ではパートナーシップ宣誓をされた方の転出に伴う負担を軽減するため、以下の自治体と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しています。

１．自治体間連携とは

協定を締結している自治体に転出する場合は、転出先自治体に継続申告手続きを行うことで、転出元の自治体への手続きは不要となります。また、転出先自治体に独身であることを確認する書類（戸籍抄本等）の提出を省略することができます。

転出先自治体において、あらためて宣誓証明書を発行します。

２．協定締結自治体

・横浜市

・神奈川県内 32 市町村

＜対象自治体＞横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

・パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体

３．横須賀市へ転入する場合の手続き

(1) 申告日の予約

・申告希望日の７日前（土･日･祝日、年末年始を除く）までに、インターネット受付フォームまたは電話等でご予約ください。

＜連絡先＞　電話 046-822-8219（平日９時から 17 時まで）

メール we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

＜予約時にお伝えいただきたい内容＞

① 申告者とパートナーの氏名、よみかた

② 申告者のご連絡先

③ 申告希望日時

・年末年始を除く毎日（９時から 17 時まで）

・第１希望から第３希望までお伝えください。

④ 転出元（引越し前）の自治体名および交付番号

(2) 申告場所への来訪

・予約日時、指定場所に原則としてお２人そろってお越しください。
・継続申告書にご記入いただきます。

＜必要書類＞

① 転出元（引越し前）の自治体で交付された「パートナーシップ宣誓証明書」等
※自治体によって名称は異なります。

② 横須賀市に転入したことがわかるもの（住民票の写しまたは住民票記載事項証明等）
※ 同住所でなくても可能

③ 本人確認できるもの（運転免許証等）

(3) 宣誓証明書の交付

・要件を満たしている場合、宣誓証明書（カードサイズ（縦 54㎜×横 86㎜））を即日交付します。

＜留意事項＞

・継続申告の手続きのご予約をいただきましたら、横須賀市から転出元（引越し前）の自治体に継続申告に関する連絡をいたします。
・継続申告の手続きが完了した後は、横須賀市パートナーシップ宣誓証明制度の取り扱いに則ります。

４．協定締結自治体へ転出する場合の手続き

・横須賀市へ手続きの必要はありません。
・転出先（引越し先）自治体にご確認のうえお手続きください。